

随意契約（相手方指定）調書

件名	南千住中部在宅高齢者通所サービスセンター外4施設昇降機設備改修に関する既存建築物調査等業務委託	№5200448
工（納）期	令和7年9月30日	
契約締結日	令和7年4月30日	
契約金額	2,293,390円（消費税込み）	

契約相手方	一般社団法人荒川区建築設計事務所協会 (法人番号：1011505001547)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	南千住中部在宅高齢者通所サービスセンター外4施設昇降機設備改修に関する既存建築物調査等業務委託
指名業者 (案)	名 称 一般社団法人荒川区建築設計事務所協会 所在地 東京都荒川区東尾久3-14-13 代表者 代表理事 澤邊 清
特命理由	本件は、区5施設における昇降機設備改修工事の実施に伴い、計画通知に必要な既存不適格調査報告書の作成及び昇降機設備荷重の検討を行う業務を委託するものである。 契約締結請求にあたり、事業主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課において検討したところ、 (1) 上記業者は荒川区を拠点とする各分野(意匠、構造、設備、積算)の建築設計事務所で構成されており、本件業務を履行する実施体制が整っている。 (2) また、区施設における耐震補強工事及び特定天井改修工事における設計業務実績や区施設における建築物・建築設備・防火設備法定点検調査業務の受託実績を有しており、構造設計についての専門知識だけでなく、既存不適格調査結果報告書の作成に必要な法規制に関する専門知識にも精通している。 (3) 本件業務に必要な実施体制、実績及び専門知識を有しており、限られた期間の中で確実な履行が期待できるのは上記業者のみである。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)